

1 平和について

(1) ボルゴグラード市との今後の姉妹都市交流についてどのように考えているのか

本市とボルゴグラード市の姉妹都市提携は、東西冷戦期にあった1968年に、両市が原爆ないし通常兵器により人類史上未曽有の戦禍を身をもって体験した事実に鑑み、世界平和達成のため力を合わせて努力することが必要であり、相互理解、尊敬と友好を増進するという基礎の上に立って行われたものであり、それ以来、両市議会の承認も得て、交流を続けているものです。

本市としましては、こうした歴史的経緯と、これまでボルゴグラード市との間で長年培ってきた市民レベルでの友好親善と相互理解を踏まえるならば、ロシアのウクライナへの侵略の情勢を注視する必要がありますが、ボルゴグラード市とは、国際平和文化都市として姉妹都市提携を続けていくことが重要であると考えております。

(2) 平和首長会議としてロシアとウクライナとの戦争に対し、また核兵器使用を示唆するプーチン大統領に対し、どのような抗議行動をしているのか

平和首長会議では、ロシアによるウクライナ侵略が始まった当日に、会長から、今後決して核兵器の使用があってはならず、一日も早い平和的解決に向けた外交努力を強く要請するとのメッセージを発信いたしました。

また、その翌月には、ロシアが核兵器使用の威嚇をしていることに対し、こうした威嚇行為は文明社会において容認されるはずがなく、核兵器の完全廃絶に向けた法的禁止がいかに重要で緊急を要するかを示すもので、核兵器禁止条約の批准国拡大と核兵器不拡散条約が課す軍縮義務履行の促進に向けて一層の努力を重ねるよう、国連加盟国や国連事務総長等に訴えました。

このように平和首長会議は、平和的解決を求める市民社会の思いを国際的な規模で醸成していくことで、為政者の政策転換を促していくことにしており、今後も加盟都市と共に国際世論に向けて働きかけていきたいと考えております。

(3) <市長> 平和宣言について

平和宣言の作成に当たっては、今年も例年と同様に、被爆者や有識者などで構成する平和宣言に関する懇談会での御意見を参考にしながら私が自ら起草することにしており、5月に開催した1回目の懇談会では、今年の平和宣言に盛り込む時代背景を踏まえた事項として、ロシアによるウクライナ侵略に言及する方向で出席者の意見が一致したところです。

現下のウクライナ情勢では、為政者による核兵器使用の懸念が顕在化し、核兵器が存在する限

りは、人類は甚大な危険におびえ続けなくてはならないことが明白となったにもかかわらず、多くの為政者や世論までもが核抑止力拡大に理解を示す傾向にあり、これまで長年被爆地が訴え続けてきた平和への願いに逆行するような事態が起こっております。

こうした流れを変えていくためにも、今年の平和宣言では、特に為政者に対し、核抑止に依存し続けるという短期的な視点での対症療法を安易に追求するのではなく、一たび核兵器を使用したらどういう結末になるかを真に理解し、どんなに道は険しくとも核兵器を廃絶する以外に根本的な解決の道はないという発想に立ち、核兵器廃絶に向けてあらゆる努力を行うべきであることをこれまで以上に強く求めていきたいと考えています。

今後、今月と来月に1回ずつ懇談会を開催した上で平和宣言の内容を固めてまいりますが、被爆者をはじめ広島市民の平和への思いが、広く国内外に伝わるような宣言にしていきたいと考えています。

(4) 広島市立大学の広島平和研究所はどのような活動、平和発信を行っているのか

このたびのロシアによるウクライナ侵略を受け、広島平和研究所においては、3月1日に、所長が広島市立大学学長と連名でロシアのウクライナへの軍事侵攻に厳重抗議するとともに、被爆地広島の大学として、核兵器の使用を示唆するプーチン大統領の発言について、強く取消しを求めるとの抗議声明を発信しております。

また、3月29日には、「ウクライナ侵攻—ロシア、人道危機、国際法」と題し、広島平和研究所の研究者が各自の専門分野からウクライナ危機の背景を解説する研究フォーラムをオンラインで開催しています。

さらに、新聞・テレビ等のメディア及び学術会議にて、所長をはじめとした教員が、このたびのロシアによるウクライナ侵略に関し、多角的な研究分野から研究者として積極的に情報発信を行っているところです。

(5) ロシアによるウクライナ侵略に対し、広島平和文化センターはどのような活動を、平和発信を行っているのか

広島平和文化センターにおいては、先ほど御答弁したように、平和首長会議の事務局として、国内外の加盟都市と連携し、一日も早い平和的解決に向けた外交努力と核兵器廃絶に向けた議論の促進を訴えるメッセージを国際社会に発信するなどの取組を行っております。このほか、日本赤十字社のウクライナ人道危機救援金への募金箱を、管理運営する国際会議場等の施設に設置し、ウクライナにおける人道危機への支援を広く市民に呼びかけたほか、ウクライナから避難してこられた方に対しては、外国人市民の支援を通じて蓄積したノウハウを生かして、行政窓口での手続や日本語学習の支援などを行っているところです。

2 中央図書館再整備について

(1) 中央図書館等の整備方針を市内部で作成する理由は何か、また、その整備方針に専門家や市民の意見はいつ反映されるのか

図書館整備方針は、市の内部で作成する素案について、議会や市民に加えて、学校教育及び社会教育の関係者や学識経験者等から構成されます広島市立図書館協議会及び広島市社会教育委員会議から意見をお聞きした上で、遅くとも年内に策定することにしております。

整備全体のスケジュールにつきましては、中央図書館等は短期間で、その他の図書館は中・長期間で、それらの整備に取り組むこととしております。

(2) 附帯決議が可決したこと、中央図書館が直ちに移転する状況ではなくなっているが、広島駅南口開発株式会社はジュンク堂書店や福屋にどのように説明し、どのような回答を得ているのか

広島駅南口開発株式会社は、昨年9月にエールエールA館に中央図書館等の移転を要望する文書を本市に提出するに当たり、移転に必要となると見込まれる床面積を提供できるかどうかを福屋に相談し、福屋から提供可能であるとの回答があったことから要望書を提出したものと聞いております。

その後、本市がこの要望書を踏まえ、本年2月に中央図書館等の移転先としては、エールエールA館の8階から10階までの3フロアが想定されると表明したことを見て、広島駅南口開発株式会社が10階のジュンク堂書店と協議したところ、同書店は図書館との共存は相乗効果があると考え、当面は10階で営業を継続しつつ、市において中央図書館等が同館に移転されることが決定された後に別フロアに移転したいとのことであったので、その方向で調整が進められていたと聞いております。

こうした状況の中で、本年3月の第2回広島市議会定例会において附帯決議がなされたことから、広島駅南口開発株式会社は福屋とジュンク堂書店に対し、中央図書館等の移転についての市の決定にはいましばらく時間を要することとなった旨を説明し、それを前提に今後の対応について協議を行っていると聞いております。

(3) 中央図書館等の移転候補地である広島駅南口開発株式会社の新たな収支見込みはいまだ示されていないが、どうなっているのか

移転候補地となることに伴う広島駅南口開発株式会社の収支見込みについては、福屋等との協議を進める中で、中央図書館等の移転による床売却収益と同時に賃料収入の減少も見込んだ上でシミュレーションを行ったところ、中央図書館等のエールエールA館への移転は、安定的な経営に差し障りがあるような影響を与えるものではないと判断していたと聞いており、附帯決議がなく予算が可決されていれば、その判断の基になる収支シミュレーションを提示する予定であったとのことです。

しかし、附帯決議がなされたため、広島駅南口開発株式会社としては想定していたスケジュールが変わり、不確実な状況となっていることから、改めて収支シミュレーションを行うべく待機しているところです。

したがって、同社の収支シミュレーションについては、今後、附帯決議を踏まえた検討作業を進めるに当たり、仮置きにしても移転の時期を設定した上で、現地建て替えや中央公園内等での移転と比較検討する際の資料の一つとしてお示しをすることになると考えております。

(4) 広島駅南口開発株式会社の令和4年度資金計画において繰越金が減額となっている理由及び今後の経営見通しについて

広島駅南口開発株式会社としては、令和7年春のJR西日本による新駅ビル開業を見据えて、令和4、5、6年度の3年度をかけてエールエールA館全体のリニューアルをすることとし、令和4年度については地下2階専門店街のリニューアル工事を行うとともに、エールエールA館全体についてのリニューアルも検討することを予定しております。そのため、令和4年度の資金計画でリニューアルのための費用を見込んだことから、差引次期繰越金が前期繰越金を下回ることになったものです。

したがって、これから3年間は、引き続き手持ち資金は一定程度減少していくことが見込まれますが、円滑な資金繰りに支障がないよう手持ち資金を確保しつつ、収益の向上につながる設備投資を行っていくものであることから、令和7年度以降は、安定的な経営ができるようになると広島駅南口開発株式会社からは聞いております。

3 高速5号線について

(1) 再びの工事費の増額、追加負担の協議が行われているようだが、新たな費用負担とは何の費用なのか、工事は幾ら増額になるのか

公社からは、牛田地区の住宅地直下において当初予定していなかった計画的なカッター交換を3回実施するとともに、交換時における止水対策を行っていること、掘削中に生じたシールドマシンの不具合の点検や掘削に時間を要していることに伴う現場管理日数の増大なども、当初は予想していなかったことであると聞いています。

また、シールドトンネル工事の工事費が増額となるかどうかは、現時点では分からないと聞いています。

(2) 今回の増額について公社改革等は生かされていないのか

公社では、シールドトンネル工事の入札契約手続において不適切な対応等があったことを受け、組織内の課題を共有し重要事項を意思決定する経営会議の設置や、業務の実施が適正である

ことを確認する監査室の設置など、公社改革の取組を着実に進めてきており、公正性・透明性の確保や公社ガバナンスの強化など、一定の成果が得られたと考えています。公社からは、こうした当初契約時の事案も踏まえ、シールドトンネルの掘削に着手して以降に新たに追加となった費用の負担について、契約図書に基づき、公正性・透明性を確保し、適正に協議を行っていると聞いています。

このように公社改革を生かして組織全体で課題を共有し、契約変更を適正に行おうとしていると本市では受け止めています。

(3) 費用が増額になれば広島市の負担がゼロということはない、今後、議会への説明はどのようになるのか

公社からは、今後、受注者との協議が調った段階で速やかに公表する考えであると聞いており、本市も、そのタイミングで議会に報告するように考えています。

(4) トンネルの掘削は 1,400 メートルのうち 780 メートルまで掘り進んでおり、残り 620 メートルあるが、今後の工事費の増額はないのか

公社からは、シールドトンネル工事は、現在、牛田地区の約半分の掘削を終えた段階であり、今後の掘削についても工事費がどうなるかは分からないというふうに聞いています。

4 公共交通ネットワークの活用について

(1) 議論の進め方が早過ぎるとの印象を持つが、急ぐ理由は何か、また国土交通省に対してどのような説明をされ、どこが評価されたのか

人口減少・少子高齢化の進展等に加え、新型コロナウィルスの影響等により輸送需要が大幅に減少している公共交通機関の維持・活用は喫緊の課題であり、事業者からも一刻も早い新たな公共交通体系の構築が求められています。現在、国においては、有識者の検討会を設置し、路線バス等に係る新たな官民連携の在り方や支援策について検討が進められ、本年夏までに結論を得て概算要求等に反映される予定となっています。

上下分離方式の導入に当たっては、国の積極的な支援策を引き出していくことが肝要であり、早い段階から本市の取組を説明し、助言や支援をいただくことで、より効果的で実現性の高い取組としていくことが重要です。このため、国の検討が進められているこの時期に、公共交通を社会インフラと捉えて公的支援を行うべきという本市の考え方や、バス事業者とともに検討してきた広島型上下分離方式の概要等について説明し、その導入のための財政支援を要望いたしました。国土交通省からは、国が進める検討の方向性とも一致する新たな官民連携の取組であると高く評価していただいており、引き続き国からの支援が得られるよう、積極的に働きかけていきたいと考えています。

(2) 資産管理会社が車両の管理等を行い、バス会社はこの会社からバスをレンタルして運行することだが、バス会社はこれまでどおりのバス路線を運行するのか、バス会社の統合なども行うのか、また、これまで進めてきた路線再編は、上下分離方式導入後は誰が行うのか

上下分離方式導入に伴うバスの運行については、参加する会社全体で現在のバス路線を維持・存続することを基本に考えています。効率的な運行を行うためにバス会社間で運行主体や便数を調整することにはなりますが、効率化を図る手段としてもバス会社の統合は考えていません。

また、これまで進めてきた路線の再編については、事業者と市でつくる運営に係る新たな組織体において、市がリードしながら継続的に取り組んでいくこととしています。

(3) 市内にはバス以外にも市内電車が走っているが、バス会社同士の競合に加え、電車とも競合している点についてどのように考えているのか

バスと路面電車は、それぞれが持つ特性を生かしながらこれまで共存を図っており、利用者視点からも複数の選択肢があることは重要であると考えています。市内中心部においては、バス、電車のほかアストラムライン、シェアサイクルなどの様々な移動手段が存在しており、それぞれの特性を生かした役割分担により、サービスの適正化を図り、効率性と利便性の高いネットワークの形成を目指していきたいと考えています。

(4) 市のバスへの補助額は幾らになるのか、また上下分離方式では現在の補助額を大きく上回ることになるのか

バスに対しては、地域住民の生活に必要不可欠なバス路線を維持することを目的として、運行費の一部を補助するバス運行対策費補助及び低床低公害車両の購入費補助を行っており、令和3年度の実績では、合計で約6億3700万円を交付しています。上下分離方式導入後の補助額については、現時点では試算はしておりませんが、公共交通の維持を地域活性化の基盤とするため、事業者の経営基盤の安定化につながるという視点で、国の支援を前提に、適切な制度設計となるよう検討を進めたいと考えております。

5 教育について

① コロナ禍の学校支援について

(1) 修学旅行直前に学級閉鎖となった場合、どのように対応するのか、また、その現実について学校や保護者から何か意見は出ていないか

修学旅行の実施学年において、学級閉鎖を行う学級が生じ、その期間が修学旅行出発日と重なる場合には、修学旅行は延期して実施することとしています。このことについては、本年4月から6月までに修学旅行を実施または予定している全ての学校で、児童生徒・保護者への説明会において説明をしており、これに対して特段の意見は出でないと聞いております。また、学校か

らは、学級閉鎖が理由で修学旅行が延期となった場合には、閉鎖となった学級の児童生徒に対する誹謗中傷等が起きないよう十分留意するとともに、悩みを抱えた児童生徒がいた場合には、心のケアが必要であるとの声が届いております。

なお、4月から修学旅行直前に学級閉鎖となり延期をした学校は1校で、延期のお知らせをした際、保護者から特に意見は出なかつたと学校からは聞いております。

(2) 学級閉鎖の基準について緩和することはできないのか

国のガイドラインでは、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合や、感染者が1人でも、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合等は、学級閉鎖をすることとされております。これを受け、本市においては、感染可能期間に登校している2名以上の児童生徒等の感染が判明した場合など、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖の措置を取ることとしております。

現在、本市においては、感染者数が減少傾向にあるとはいえ、市立学校では現行基準で学級閉鎖を行った後、在宅待機中に陽性が判明する児童生徒が生じることで、結果的にクラスターとなる事例も多く発生しております。こうした状況から、現時点では学級閉鎖の基準の緩和は考えておりませんが、感染対策を講じながら社会経済活動を徐々に日常に戻していくという流れの中、国のガイドラインの見直しの動向を注視するとともに、本市の感染状況にも留意しながら、必要に応じて検討してまいります。

② 特別支援学級について

(1) 特別支援学級の児童生徒が急増する中で、教室の確保はどのように行っているのか

特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加しており、平成24年度から令和3年度までの10年間では、市立小学校全体で165学級、これは1校当たりに直しますと平均で1.2学級、市立中学校全体で48学級、1校当たりで平均0.8学級の増加となっております。これに伴う教室の確保については、各校と協議をし、学校運営に支障がないよう、余裕教室等を分割も含めて活用し、空調設備等を設置した上で対応をしているところです。なお、特別支援学級の児童生徒も含め、学校全体の児童生徒数が増加し、校舎内で必要な教室の確保が困難な場合は、仮設教室を設置して対応することとしております。

(2) 特別支援学級での指導は、教員だけではなく支援員も協力して行っている、どのような体制になっているのか

特別支援学級には、担任1名に加え、重度の障害がある児童生徒に対し、移動・食事等の介助を行う特別支援学級指導員や、軽度の障害がある児童生徒に対し学習支援等を行う学習センターを必要に応じて配置し、支援体制を整えているところです。

(3) 初めて特別支援学級を担任する教員に対して、どのような研修をしているのか

教員になるに当たり、児童生徒一人一人の発達段階や特性等を理解して、指導・支援するための基本的な知識等は採用までに学んでおりますが、特別支援学級の担任には、在籍する児童生徒の障害の状態等に応じたより細かな指導を行うため、特別支援教育に係る専門性が必要となります。そのため、新たに特別支援学級の担任となる場合には、学校内で前任者などから個別の教育支援計画等を基に、児童生徒の実態や適切な支援方法などの引継ぎを受けるとともに、特別支援学級における障害の状態等に応じた適切な教育課程の編成の仕方や、障害特性を踏まえた効果的な指導方法など、より専門的な内容の研修を、新規の担任全員を対象として、教育センターで4月から始め、年間で6回実施しております。加えて、学校からの要請に応じて指導主事を派遣し、専門的な観点からの相談に応じたり、必要な指導を行っております。

(4) 障害のある子の就学先決定までの仕組みはどのようにになっているのか

障害のある子供の就学先としては、特別支援学校や特別支援学級、通常の学級がありますが、それを決めていくに当たっては、まず、就学の前年度に就学相談を行います。この就学相談では、本人・保護者との面談を実施し、在籍している園への聞き取り等も行って、教育的ニーズを整理した後、子供の能力を最大限に伸ばすことができる適切な就学先を提案し、学校見学も行った上で本人・保護者の意向を確認します。その後、医師や学識経験者等で構成される教育支援委員会で、本人・保護者の意向を踏まえ、適切な就学先や必要な支援についての意見を聴取した上で、教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定することとしております。

(5) 特別支援学級在籍生徒の中学校卒業後の進路について

令和4年3月の特別支援学級卒業生 225名の進路については、約38%に当たる86名が特別支援学校高等部、約32%に当たる73名が通信制の高等学校、約17%に当たる38名が全日制の高等学校となっています。その他、約13%に当たる28名の進路としては、定時制高等学校、専修学校などとなっております。

〈再質問〉

幾つか再質問させていただきます。

まず、教育委員会についてです。

修学旅行の質問を前回もさせていただいたんですが、今回もさせていただきました。国のガイドラインは令和4年1月に出たというふうに聞いていますが、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合というふうになっています。ここでの「複数」の部分を広島市では「2人以上」というふうに読まれているのですが、複数ですから2人以上ということもあるかもしれません、他都市においては別のガイドラインを設けているところもあります。ここを2人とされた理由をお答えください。

それから、高速5号線ですけれども、附帯決議に公社改革も入れましたけれども、その中に契

約の監視委員会を入れております。今回、岩盤が硬く、想定内だったのかどうか、契約内のものなのかどうかということの見極めは、この監視委員会はしないのだというふうに説明の中では聞いております。もともと当初の計画とか契約だけを見るものだというふうに説明を受けたのですが、どうして増額とかそういった途中からの契約の変更を見られないのか教えてください。

それから、中央図書館の整備ですけれども、先ほど、広島駅南口開発の収支計画が、予算特別委員会の中でもずっと示されなかつたんですね。それは、先ほどの答弁でしたら、図書館が移転してくることを前提だったら、そういうシミュレーションはあったようなお答えだったと思うのですが、それは今お持ちなのかどうか答えてください。

それから、広島駅南口開発ですけれども、毎年毎年繰越金が減額になっております。現在の繰越金は約6億6000万円なんですけれども、どうして大きく減ったのかというと、リニューアルの検討を当初予定したためということですが、確かにその支出が多かったので減っていったのだというのは分かりますが、それについては補助金も入っておりますよね。これから3年間、手持ち資金が減少していくんだとおっしゃるんですが、今6億円しかないんですよ、繰越金は。それが毎年毎年、今回は2億7000万円減っているわけですけれども、その額が少なくなって1億円程度、1億5000万円でも、3年間減るというふうに言われるんですから、減っていけば、結構底をつくんではないかと思うんですよね。手持ち資金がほぼゼロになるのではないかということを心配しています。そうなったときには、長期借入金で4億8000万円を16年間毎年返していくんですけれども、それが返せなくなるような状況になるのではないかと。そうなったときには、3月に184億円を広島市が補償しておりますよね、広島市がここのお金を払っていくようになるのではないかというふうに思うんですが、それについてはどのようになるのか、お答えください。

令和7年度以降は安定した経営ができるというふうにお答えになったんですが、現金を確保していかなければ安定した経営はできないと思うんですけれども、収入に対して支出が多いわけですよ。だから繰越金が減っていっているのですが、ここを安定させるには、現金を確保するには、収入を増やすか、それか支出を減らすかということになるのですが、何かその収入が増える具体的な案だと、支出が減らせる具体的な案とかいうものがあるのか、お答えください。

〈再質問 答弁〉

(1) ちょっと学校関係を先にお答えさせていただきます。

今、学級閉鎖の基準が、国の複数感染が確認された場合ということで、なぜ広島市は2人でやっているのかという御質問ですが、議員もおっしゃったように、複数とは2以上ですので、では5でも10でも20でもいいのかといったとき、やっぱり2人出れば、この複数の2以上に該当しますので、そういう扱いをしているということでございます。もし、市独自の科学的知見があって、複数とあるけれども、5でも10でもいいじゃないかというようなことがあれば別ですけれども、やはりちょっと現時点ではそういうのはありませんので、我々とすると、安全を確保するための基準ですので、複数、2人以上に該当した段階で、そういう扱いをしているところでご

ざいます。

(2) 高速5号線トンネル工事についての監視委員会に関する御説明ですけれども、監視委員会は、契約が適正かどうかということを、年間に契約した全ての案件のうち、委員会が抽出したものについて、年に2回ほどに分けて適正かどうかということを判断することになっておりまして、変更は対象にしていません。これは、委員会の要綱等を改正しない限り、その所掌事務は今、現時点ではないということになります。

ただ、当時問題でありました意思決定する際の組織内での課題共有という面では、重要事項を決定する経営会議というのを設置して、各所属がそれぞれ問題点を認識するという体制を取っておりますし、また、冷静な目で業務が適正であるということを確認する監査室も設置しております、これらによって適正な事務を進めていきたいというふうに考えております。

(3) 南口開発に関係する再質問にお答えをいたします。

まず、収支のシミュレーションに関してでございますが、南口開発が内部で検討しているものということでございますので、現時点で、私どもで詳細に承知しているわけではございません。

あと、今後の経営の見通しについての御懸念を何点か示されました。

まず、今年度からリニューアルに着手していて、それを継続するということではあります。来年度以降、段階的にその成果は現れていくということではございますが、当面は手持ちの資金をしっかり確保しつつ、進めていくということになります。その際、当然これまで前提にしておりました再建スキーム、毎年幾ら返還していくかというようなことですが、それは当然守っていくという前提でございます。

今年度の資金計画につきましては、例えば補助金というお言葉も少し出ましたが、デッキの整備等に伴う国庫補助が、期末またがりで今年度入らないというような個別の事情もございますが、しっかり経営が回っていきますように進めていくということで、その動向を注視していくと思います。

〈再再質問〉

南口開発の御答弁ですが、何を言っていらっしゃるのかよく分からないんですけども、経営が安定しているというふうに答えるんであれば、その根拠をきちんと答弁されないといけないと思うんです。議会のほうに、法人の経営状況報告で資料を出されてきますけれども、それに資金計画というものがあるんで。これは予算ベースのものだけで、繰越し以外は全部予算ベースなんですよね。経営報告というのはこういう形でいいのかもしれません、今何を言われているか分からないので、せめてその収支計画の決算ベースのものはきちんと出していただきたいなというふうに思いますので、これは要望しておきます。

次に、教育委員会ですけれども、教育長、複数を2ということで、そういった国語的なことで

複数は2人なんだということで2人にされているんであれば、少しそこは考えていただきたいなというふうに思います。これは教育委員会に教えていただいたんですが、大阪市、大阪府、奈良市は、クラスの15%に感染者が出た場合というガイドラインになっています。必ずしも文科省のそのガイドラインに沿わなければいけないわけではないというふうにも聞いておりますので。広島市の場合は、クラスの規模が何人だろうが2人ということになります。今言った都市であれば15%ですので、そのクラスの規模に応じた感染者数ということになります。そのほうが、せめて根拠があるかなというふうに思うんですね。ぜひそういったところも考えていただいて、子供たちの修学旅行、これは非常に思い出に残るもので、私たちも子供のときのことを見覚えているものですので、対応していただきたいなということで終わりたいと思います。